

奈良県日本博関連事業 「終末期古墳」発掘調査関連映像コンテンツ制作業務 委託事業者募集要項

1. 適用範囲

本要項は、奈良県立橿原考古学研究所（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する奈良県日本博関連事業 「終末期古墳」発掘調査関連映像コンテンツ制作業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の内容

（1）業務名

奈良県日本博関連事業 「終末期古墳」発掘調査関連映像コンテンツ制作業務

（2）目的

奈良県では、令和元年度より奈良県日本博関連事業として「古代から令和の時代までつながる文化を巡る奈良博覧プロジェクト」を展開している。今年度は、古代国家の確立期にあたる「天武・持統天皇の時代」を焦点とする。橿原考古学研究所では、その一環として、同時代の古墳である終末期古墳の発掘に関する映像コンテンツ制作・発信をおこなう。

具体的には、高松塚古墳、東明神古墳など橿原考古学研究所調査によるものをはじめとする飛鳥の終末期古墳調査の記録映像、附属博物館が保管・展示する関連考古資料を含む映像コンテンツを制作し、講演会、オンライン、附属博物館の映像コーナーにおいて公開する。この公開を通じて終末期古墳調査の意義、その魅力を国内外に効果的に発信することを目的として本業務を実施する。

（3）委託内容

①飛鳥の終末期古墳の発掘調査に関する映像の制作。

- ・制作する映像は、講演会や上映会または研究所や附属博物館の施設において公開（15～20分）、YouTube 橿研チャンネルでそのダイジェスト版を公開（10分程度）する。
- ・発掘調査当時において報道用に撮影した多くの動画、および本業務によって新撮する動画、研究所と博物館が提供する資料を用いて、映像コンテンツを制作。
- ・映像コンテンツの内容構成
- ・打ち合わせ協議
- ・特記事項

②事業実施報告書の作成

※内容詳細は別紙、『奈良県日本博関連事業 「終末期古墳」発掘調査現場映像コンテンツ制作業務委託仕様書』（以下「仕様書」）に記載。

（4）企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に係る経費は提出者の負担とする。

（5）委託料上限額

委託料は、2,794,000 円（消費税および地方消費税に相当する額（10%）を含む。）を上限とする。

（6）履行期間

契約締結日から令和7年3月18日（火）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目「Q 役務の提供(3 映画制作)」に登録されていること。
- (8) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (9) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10)及び(11)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 同種又は類似の同規模業務(文化財関係の映像制作業務)を過去5年間(平成31年4月1日～令和6年3月31日)に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
- (14) ヘリコプター実機による撮影ができること。

4. 日程

令和6年11月19日(火) 公告

令和6年12月3日(火) 参加表明書、質問票の提出締切

令和6年12月10日(火) 企画提案書等提出締切

令和6年12月17日(火) 選定審査会開催(プレゼンテーション実施)

令和6年12月18日(水) 委託事業者決定

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地

奈良県立橿原考古学研究所

TEL:0744-24-1101 FAX:0744-24-6747

(2) 質問の受付

質問は次のとおりとする。

○受付期間 令和6年11月19日(火)から令和6年12月3日(火)15時00分まで

- 受付方法 ファクシミリ又は電子メール(質問票の送付先アドレスは 5-(1)記載の電話番号まで問い合わせください。)に限る。
質問票(様式 6)に質問事項を記載のうえ送信。
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 (1)担当部局に同じ
- 回答方法 インターネットホームページ「奈良県立橿原考古学研究所ホームページ」に随時、公表する。個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

(3)参加表明書(様式1-1、1-2)の提出期限、提出先及び

提出方法

- 提出期限 令和6年12月3日(火)15時00分まで
- 提出先 (1)担当部局に同じ。
- 提出方法 ファクシミリ又は電子メール(提出先メールアドレスは 5-(1)記載の電話番号まで問い合わせください。)にて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(4)企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 令和6年12月10日(火)15時00分まで
- 提出先 (1)担当部局に同じ。
- 提出方法 持参または郵送に限る。
(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。)

○提出物

①参加申込書(様式2)【原本1部】

②企画提案書(様式任意 サイズは A4 40ページ以内)【原本1部 コピー7部】

1)業務実施方針

- ・提案する映像コンテンツの構成企画のポイント。

2)コンテンツ制作に使用する報道用映像の動画のラインナップについて

- ・使用する既存の報道用映像の動画について、撮影年次ごとに、主要場面のサムネイルおよびそのサムネイルの内容。

3)新撮する映像の内容計画

- ・具体的内容の提案。

4)映像コンテンツの構成内容

- ・終末期古墳について、その調査の意義、調査成果、また、古墳、関連考古資料の価値を伝える構成内容。キャプチャーを使用して表示すること。
- ・上記の紹介とともに、「古代の奈良」の魅力も伝わるような構成内容を盛り込むこと。

※映像のコンセプト、全体構成、シナリオ概要、制作にあたってのポイントを提出すること。

※発掘時の臨場感が伝わる動画映像を使った構成とすること。

※本映像コンテンツによって、一般の方々にも終末期古墳についてわかりやすく紹介し、魅力を感じてもらえる内容となるように工夫をすること。

③事業者概要書(様式3)【原本1部】

※会社概要などがあれば添付すること。

④類似業務受注実績(様式4)【原本1部 コピー7部】

- ・文化財に関する映像コンテンツ制作について事業内容を記載すること。(複数ある場合は、3件まで記載すること)

- ・遺跡をテーマとした映像コンテンツの制作をしたことがある場合は、優先的に記載すること。

⑤委託業務実施体制(様式5)【原本1部 コピー7部】

⑥見積書(様式7)【原本1部 コピー7部】

- ・宛先は「奈良県立橿原考古学研究所 副所長 大峯朝記」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
(各項目の数量、時間、単価が判断できる内容とする。)
- ・本委託事業は、「令和6年度「日本博」主催・共催型プロジェクトとして実施するため、決算の際には当該事業の要領に則った対応をすること。

※ただし、②、④～⑥のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

6. 委託事業者の選定

(1)企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、奈良県日本博関連事業 「終末期古墳」発掘調査現場映像コンテンツ制作業務委託事業者選定審査委員会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が、6割に満たない場合は受託者として選定しない。提案者が2者に満たない場合は、全ての審査項目について各委員の合計得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。
 - 1) 本委託業務の実施目的をよく理解した構成内容の提案であるか。(28点)
 - 2) 映像構成内容の提案中に、特筆すべきアイデアがあるか。(12点)
 - 3) 映像コンテンツ作成の目的に最も合致した内容の報道用映像、新規撮影映像を使用して映像コンテンツを作成できるか。(40点)
 - 4) 本業務を遂行できる業務受託体制であるか。(10点)
 - 5) 提案内容に応じて妥当な見積積算がされているかどうか。(10点)
- ②応募要件を満たした者を対象にプレゼンテーションを令和6年12月17日(火)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(12月13日(金)頃予定)。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

(2)事業者との契約

- ①選定された者は、通知があり次第、研究所・博物館担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的

- に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記 1)から 5)のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1)から 5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記 6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - 9) 契約締結後、天災地変、感染症その他不可抗力等発注者、受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託業務が実施不能となった場合は、解除までに要した費用以外の損害賠償請求は行えない。契約の相手方が自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを償還しなければならない。

(3)その他

採択された業務計画は、研究所・博物館との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県立橿原考古学研究所に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、奈良県立橿原考古学研究所の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県立橿原考古学研究所の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上